

保育ママ助成制度のご案内

☆保育ママとは☆

仕事などの理由で、日中家庭での養育が困難なお子さんを保護者に代わって家庭的な環境で保育する方です。（保育士などの有資格者、子育て経験者や子育てに熱意のある方等）

☆保育ママ助成制度とは☆

保育ママを利用している保護者に対し、費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る制度です。利用できるのは、陸別町内に居住する方に限ります。

☆保育ママ助成制度の対象となるお子さん☆

- ・陸別町内在住の満2歳未満のお子さん
- ・陸別町内在住の満2歳から小学校入学前のお子さん（注：陸別保育所の保育時間外においても保護者または、同居の親族等による保育を受けることができない場合に限ります）

☆助成を受けるために必要な条件☆

- ・保護者の就労
- ・妊娠中または出産後間もないこと
- ・傷病による入院・自宅療養等
- ・同居している病気の方や障害者を常時介護・看護していること
- ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- ・その他、町長が認める事由に該当すること

☆助成金額☆

- ・助成額は、月額保育料の2分の1以内の額です（月額4万円上限）。
- ・助成金の交付を受ける方は、事前に申請書の提出が必要です。
(申請用紙は、保健福祉センターにおいてお受け取り下さい。)

☆留意事項☆

- ・町は、保育ママのあっせんは行っておりません。
 - ・町は、保育に関する調整や事故等の責任は負いません。
- ◎保育中の事故等の発生に備えて、保育ママ（預かる側）は賠償保険に加入して頂くことを必須条件としていますので、申請をする際は、賠償保険に加入していることを証明できる書類（領収書等（コピー可））を添付願います。
- ・保育ママの月額料金については、個々の契約により異なります。
- ◎お子さんの保育時間や保育内容（食事代・おむつ代等）によって変わりますので、料金を決める際は、保育ママと保育内容について十分協議を行ってください。